

粧工連通知 20230003 号

2023 年 2 月 7 日

日本化粧品工業連合会傘下会員各位

日本化粧品工業連合会 事務局

日本化粧品工業会設立に伴う化粧品GMPに係る輸出用化粧品等の証明書の
発給申請手続きについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、かねてからご案内を差し上げておりますとおり、2023 年 4 月 1 日より、地域 3 団体（東京化粧品工業会・中部化粧品工業会・西日本化粧品工業会）が日本化粧品工業連合会を母体とした団体に統合し、日本化粧品工業会（粧工会）が設立されます。

現在、化粧品GMPに係る輸出用化粧品等の証明書（以下「GMP 証明書」という。）については、2020 年 6 月 26 日付日本化粧品工業連合会事務局通知 2020007 号「化粧品GMPに係る輸出用化粧品等の証明書の発給申請手続きの改正について」に基づいて発給しているところですが、4 月 1 日以降、粧工会に対してなされるGMP証明書の発給申請は下記のとおり取り扱うことといたしますので、お知らせいたします。

敬具

記

1. 「化粧品GMP」に係る記載が求められた製品について、4 月 1 日以降、粧工会が正会員の申請に応じて GMP 証明書を発給します。

GMP 証明書は、本部、中部日本支部及び西日本支部の 3 か所で発給を行います。

本部と支部で証明書の様式が異なるため、それぞれの様式を発給事務所ごとに準備いたします。申請先は自由に選択できますので、申請先に合わせた様式をダウンロードして発給申請を行ってください。

2. 「化粧品GMP」に係る記載を行う製品の製造所は、粧工会正会員企業の製造所であることをご確認ください。

3. 輸入品につきましては、「化粧品GMP」に係る記載がなされた輸出証明書は発給いたしません。

4. 「化粧品GMP」に係る記載を行う輸出証明書は、従来通り「現行粧工連様式 3」、「同 4-1」及び「同 4-2」といたします。

5. 新しい様式は3月中旬を目途に粧工会会員専用ページに準備いたします。
粧工会会員専用ページにログイン後、輸出証明書発給業務のページ内で閲覧できるようにいたします。
6. GMP 証明書の日付は空欄のまま提出してください。
7. 上記のほか、輸出用化粧品の実明書の発給申請手続きに従って申請してください。
8. 発給手数料はGMP 証明書 1 枚について 1,000 円です。

以上